

議案第104号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく調査審議）</u> <u>第4条</u> 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、 <u>同条に掲げる事項を調査審議するものとする。</u>	
<u>第5条</u> [略]	<u>第4条</u> [略]
<u>第6条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
<u>第7条</u> [略]	<u>第6条</u> [略]
<u>第8条</u> [略]	<u>第7条</u> [略]
<u>第9条</u> [略]	<u>第8条</u> [略]
(審査部会) <u>第10条</u> [略]	(審査部会) <u>第9条</u> [略]
2 児童福祉専門分科会に、児童の措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会を置くほか、 <u>幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査</u>	2 児童福祉専門分科会に、児童の措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会を置く。

<p>審議するため認定こども園設置認可等審査部会を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 児童養護審査部会及び認定こども園設置認可等審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第11条 第8条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第12条 [略]</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>3 [略]</p> <p>4 児童養護審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>5～8 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第10条 第7条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>第11条 [略]</p> <p>第12条 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 一部改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に規定する設置認可に関する事項については、施行日前においても、この条例による改正後のさいたま市社会福祉審議会条例の規定の例により、調査審議その他必要な行為を行うことができる。